

川崎区内市民施設紹介DVD貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いきいきかわさき区提案事業において、特定非営利活動法人かわさきMOVEARTOO隊との協働事業で作成した、川崎区内の市民施設を紹介するDVDの貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物)

第2条 貸出しを行うDVDは別紙のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者はDVDを適正に管理できる者とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合はDVDの貸出しを受けることができない。

- (1) 使用目的が営利活動であるもの
- (2) 使用目的が宗教活動及び政治活動であるもの
- (3) 法令及び公序良俗に反しているもの
- (4) その他、区長が不相当と認めたもの

(貸出手続)

第4条 DVDの貸出しを受けようとする者は、「川崎区内市民施設紹介DVD貸出申請書」(様式1)を区長に提出するものとする。

(貸出期間)

第5条 DVDの貸出期間は、原則として2週間とする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出枚数)

第6条 DVDは、同一の者に対して、原則として各種1枚を貸し出すものとする。

(複製・転貸の禁止)

第7条 DVDの貸出しを受けたもの(以下「使用者」という。)は、DVDの複製・転貸をしてはならない。

(損傷又は紛失の届出)

第8条 使用者は、DVDを破損、汚損又は紛失した場合、速やかにその旨を区長に報告するものとする。

(貸出し及び返却の場所)

第9条 貸出し及び返却の場所は、川崎区役所まちづくり推進部企画課とする。

(貸出し料)

第10条 DVDの貸出しは無料とする。ただし、貸出期間中におけるDVDの運搬等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(貸出しの中止)

第11条 区長は、次の各号に該当する場合は、貸出期間中であってもDVDを返還させることができるものとする。

- (1) 使用者がDVDを使用しなくなったとき。
- (2) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 使用者がDVDの返却を現に怠り、もしくは怠る恐れがあるとき。
- (4) その他、区長が特に必要と認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第12条 区長は、使用者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。）を、川崎市個人情報保護条例、その他関係法令に基づき、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

貸出物について

1 媒体

- ・DVD

2 作成年度、タイトル、時間

<平成25年度>

- ・川崎市福祉センター：20分38秒
- ・川崎市体育館：14分42秒
- ・川崎市教育文化会館：16分32秒
- ・ダイジェスト版（川崎市福祉センター／川崎市体育館／川崎市教育文化会館）
：10分38秒

<平成26年度>

- ・川崎区役所大師支所：13分4秒
- ・川崎市（旧）大師保健所：9分40秒
- ・東海道かわさき宿交流館：17分20秒
- ・川崎市体育館閉館記念イベント：10分4秒
- ・ダイジェスト版（川崎区役所大師支所／川崎市（旧）大師保健所／東海道かわさき宿交流館／川崎市体育館閉館記念イベント）：10分14秒

<平成27年度>

- ・川崎区役所田島支所：15分30秒
- ・川崎市立川崎高等学校・附属中学校：23分15秒
- ・ダイジェスト版（川崎区役所田島支所／川崎市立川崎高等学校・附属中学校）
：10分

川崎区内市民施設紹介DVD貸出申請書

平成 年 月 日

(宛て先) 川崎区長

DVDの貸出しを受けたいので、次により申請します。

借 受 者	団体名・氏名			
	住 所			
	連 絡 先	電話番号 ()	F A X ()	
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> イベント・行事等 (内容:) <input type="checkbox"/> 家庭での鑑賞 <input type="checkbox"/> その他※具体的な内容をご記入ください			
貸出希望DVD				
貸 出 希 望 日	平成 年 月 日	貸出日	平成 年 月 日	
返 却 予 定 日	平成 年 月 日	返却日	平成 年 月 日	

※太枠内は記入しないでください。